

📌 今月のポイント

積載物の大きさと積載方法が改正されます

— 2022年5月13日施行 —

道路交通法等の改正により、自動車に積載できる荷物の長さや幅が変わりました。車体の左右からはみ出して積載することができ、車体の前後からでは従来よりもはみだすことができる範囲が大きくなります。この改正は、2022年5月13日に施行されます。そこで今回は、積載物の長さ・幅に係る改正内容をご紹介します。

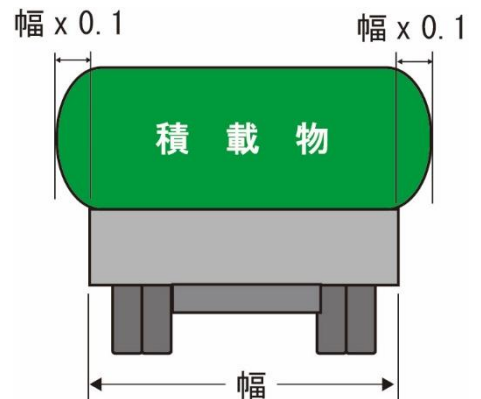
積載制限の改正内容

◆積載物の長さ

積載物の長さについては、現行では自動車の長さの1.1倍までとなっていますが、改正により、自動車の長さの1.2倍までとなります。ただし、車体の前後からはみ出すことができるのは、従来と同じで、自動車の長さの0.1倍までです。

◆積載物の幅

積載物の幅については、現行では自動車の幅と同じとなっていますが、改正により、自動車の幅の1.2倍までとなります。また、車体の左右からはみ出すことができるのは、自動車の幅の0.1倍までとなります。



点呼時：安全な運行のための必要な指示の例

車体の前後・左右に積載物がはみ出したトラックを運転するときは、積載物を含めた車の長さ・幅をしっかり意識するとともに、特に左折時は巻き込みや建造物などへの接触、狭い道路でのすれ違い時は対向車との接触などの危険を予測した運転を心がけてください。



2022年5月12日まで		2022年5月13日以降	
	積載物の大きさ	積載物の大きさ	積載の方法
長さ	自動車の長さとその長さの10分の1の長さを加えたもの	自動車の長さとその長さの10分の2の長さを加えたもの	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと
幅	自動車の幅	自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えたもの	自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと